

( 公 印 省 略 )  
学第30297-21号  
令和2年9月11日

学校法人 MGL 学園理事長 様

群馬県生活子ども部長

大学等における修学の支援に関する法律に基づき機関要件の確認を受けた大学等の直近の情報の確認について

このことについて、直近の情報を記載した確認申請書(以下「更新確認申請書」という。)を提出していただいたところですが、内容の確認が完了しましたので、下記に御留意の上、更新確認申請書の公表について、遺漏なきよう御対応をお願いします。

#### 記

#### 1 確認大学等の名称

- (1)高崎動物専門学校
- (2)太田動物専門学校

#### 2 公表にあたっての注意点

更新確認申請書を公表する際は、ホームページに「前年度までの公表情報」などのリンクを設けて、リンク先で前年度以前に公表した確認申請書についても引き続き閲覧できるよう御対応をお願いします。

前年度までの公表情報  
[https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2019/09/ota\\_kotokyoiku\\_2019.pdf](https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2019/09/ota_kotokyoiku_2019.pdf)

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

|      |          |
|------|----------|
| 学校名  | 太田動物専門学校 |
| 設置者名 | MGL学園    |

I 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

|           | 経常収入(A)      | 経常支出(B)      | 差額(A)-(B)    |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 申請前年度の決算  | 358,113,245円 | 258,680,809円 | 99,432,436円  |
| 申請2年度前の決算 | 350,135,349円 | 249,724,952円 | 100,410,397円 |
| 申請3年度前の決算 | 319,944,286円 | 233,525,078円 | 86,419,208円  |

II 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

|          | 運用資産(C)        | 外部負債(D)     | 差額(C)-(D)      |
|----------|----------------|-------------|----------------|
| 申請前年度の決算 | 1,079,484,957円 | 12,432,269円 | 1,067,052,688円 |

III 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

|           | 収容定員(E) | 在学生等の数(F) | 収容定員充足率<br>(F)/(E) |
|-----------|---------|-----------|--------------------|
| 今年度(申請年度) | 80人     | 71人       | 88.75%             |
| 前年度       | 80人     | 68人       | 85.00%             |
| 前々年度      | 80人     | 72人       | 90.00%             |

(IIの補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

| 勘定科目の<br>名称 | 資産の内容 | 申請前年度の決算に<br>おける金額 |
|-------------|-------|--------------------|
|             |       | 円                  |
|             |       | 円                  |
|             |       | 円                  |

○「外部負債」に計上した勘定科目

| 勘定科目の<br>名称 | 負債の内容 | 申請前年度の決算に<br>おける金額 |
|-------------|-------|--------------------|
|             |       | 円                  |
|             |       | 円                  |
|             |       | 円                  |
|             |       | 円                  |

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

|      |          |
|------|----------|
| 学校名  | 太田動物専門学校 |
| 設置者名 | MGL学園    |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名      | 学科名       | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|----------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------------|------|
| 商業実務専門課程 | ペットビジネス学科 | 夜・通信      | 139 単位                      | 6 単位              |      |
| (備考)     |           |           |                             |                   |      |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

|   |
|---|
| <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf</a><br>2 ページ目 |
|---|

3. 要件を満たすことが困難である学科

|           |
|-----------|
| 学科名       |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

|      |          |
|------|----------|
| 学校名  | 太田動物専門学校 |
| 設置者名 | MGL学園    |

1. 理事（役員）名簿の公表方法

[https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/r2\\_gaiyo\\_oota.pdf](https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/r2_gaiyo_oota.pdf)  
法人役員名簿

2. 学外者である理事の一覧表

| 常勤・非常勤の別 | 前職又は現職 | 任期                 | 担当する職務内容<br>や期待する役割 |
|----------|--------|--------------------|---------------------|
| 非常勤      | 弁護士    | 平成31年4月<br>～令和5年3月 | コンプライアンス            |
| 非常勤      | 公認会計士  | 平成31年4月<br>～令和5年3月 | 内部監査                |
| (備考)     |        |                    |                     |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

|      |          |
|------|----------|
| 学校名  | 太田動物専門学校 |
| 設置者名 | MGL学園    |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

|  |
|--|
| <p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>  |
| <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>・ 授業計画書(シラバス)の作成過程</p> <p style="padding-left: 2em;">授業計画(シラバス)作成のガイドライン(抜粋)</p> <p>1. 授業計画(シラバス)作成の目的</p> <p>授業計画(シラバス)は、授業選択する前の学生に、授業の内容、目的・目標、授業スケジュール及び成績評価の方法と基準等を示す最大の情報源となります。太田動物専門学校では、「愛玩動物産業の事業者を養成(育成)することを目的」とし「業界で必要とされる人材を育成する」というディプロマ・ポリシー(DP)を定め、これを実現するための体系的な教育を行っていきます。授業計画は、そのDPを実際の授業を通して実現していく指針を示す役割も果たします。</p> <p>また、職業実践専門課程や専門職大学では、業界企業との連携したカリキュラム・ポリシー(CP)や、学校関係者評価が義務付けられています。太田動物専門学校ではこれらを通して教育課程の編成や教員・職員の研修(FD・SD)を行い、授業計画を連続的に改善(PDCAサイクル)し、DPの実現を目指します。</p> <p>さらに、高等教育の無償化の対象となる学校は、授業計画を一般に公開することが求められています。どのような授業が、どのように行われているかが、受験生や保護者、高等学校やその他の教育機関、業界関係者等に情報公開することにより、太田動物専門学校の「教育の質を保証」するものとなります。</p> <p>2. 各項目の書き方</p> <p>(1) 授業科目名/学年/学期/必修・選択/年間授業時間/単位数</p> <p>学則別表第1の内容に合わせて記載してください。</p> <p>なお、学期は通年となります。</p> <p>(2) 対象年次・対象コース</p> <p>対象の年次及び、受講対象のコース名を記載してください。</p> <p>全てのコースが受講対象の場合は、全コースと記載してください。</p> <p>(3) 授業形式</p> <p>講義または実習・演習の形式を記載してください。</p> <p>(4) 連携企業等/校内・校外</p> <p>連携企業等/校内・校外についてはホームページで公開している、職業実践専門課程の基本情報について(様式4)の授業科目等の概要において、企業等との連携をしている科目については連携企業名を記載し、校内・校外についても様式4の記載内容に合わせてください。なお校内・校外の両方で行う場合は、校内及び校外と記載してください。</p> <p>(5) 担当教員名</p> <p>担当する教員の指名を記載してください。複数の教員で1つの科目を担当する場合は、担当する教員全員の名前を記載してください。</p> <p>(6) 担当教員の実務経歴</p> |

担当する授業科目に関連した実務経験を記載してください。

実務経験のある担当教員が複数いる場合は、人数分の実務経験を記載してください。その場合、どの教員の実務経験なのかが分かるように名前も記載してください。

Ex) トリミングサロンにて10年勤務。顧客から指名を受けて1日3～5頭のトリミングに携わってきた経歴がある。

#### (7) 授業の概要・目的

授業の概要については、授業の趣旨を記載してください。その際、授業を行う教員を主語として、どのような授業を行うのか、わかりやすい文で具体的に書いてください。なお、その授業をまだ履修していない学生に示すものですから、専門用語は多用しないようにお願いします。

授業の目的は、その授業の存在意義を記載してください。この授業がなぜ必要かが明確となるよう記述します。授業の目的は、学生が主語となる文章にします(教員が主語となるような文章は作らないようにします)。この場合、授業で学習した結果、何ができるようになるかを表す動詞を含む文章で書きます。

#### (8) 授業の到達目標

到達目標は、その授業を履修後に最低限身につけるべき資質を箇条書きで記入します。学生を主語とし、抽象的な言葉を用いずに行動目標で記述します。すなわち、学生を主語に、「〇〇できる」という形式の箇条書きの項目がいくつか記入されることとなります。なお、授業の到達目標について以下のような点に留意することが望ましいと考えられます。

a. 学生が、履修後には「このようなことができる」「このような知識を身につけ説明できるようになる」というイメージを抱きやすいような内容にする。

b. 授業の目的と到達目標とを対応させる。

c. 到達目標では、一つの文に一つの目標を書き、複数の「目標」を混ぜない。 d. 到達目標では、可能な限り、「理解する」などの概念的な表現ではなく、観察が可能な行動を示す言葉で表現する。

e. 取得目標の資格がある場合は資格名を書くのではなく、その資格を取得することで何ができるようになるのかを具体的に記載する。

「授業の目的・到達目標」は、学生が科目を選択するうえで、どのような能力を身につけるのに貢献するものなのか、自分の関心や学力に見合った内容であるかななどの重要な判断材料となりますので、それらのことを念頭に置いて作成してください。

#### (9) 授業スケジュール

「授業の目的・到達目標」を実現する授業方法と内容を考えて計画を立てます。2単位の講義の場合、30週の授業を必ず確保する必要があります。この各週の授業について、どのような内容の講義を行うか、またはどのようなことを行うかを明記します。特に予習の指示は、学生が必要な準備学習を行い、教員がそれを前提とした授業を実施する環境を作るために重要です。なお、授業スケジュールに関しては、進捗状況との関係でやむを得ず変更が必要となる可能性があります が、そのような場合は学生に確実に周知する必要があります。

#### (10) 教科書・参考書等

教科書を使用するかどうか、使用する場合は書名・著者名・出版社・出版年・価格等を記入します。その他プリントなど、授業内容の理解を深めるための配布資料がある場合には、配布時期等についても記載します。

#### (11) 成績評価

成績評価の基準は、学生から採点根拠を尋ねられたら、答えられるようにすることが必要です。そのため、学生が到達目標を達成したかどうかを判定できる方法や基準を用いて、それらを割合で記載します。なお、学生は到達目標を達成するため授業に出席することは必然であるため、出席率や授業態度は成績評価の基準には含めません。以下、成績評価の例です。項目(1)は共通記載事項とし、項目(2)は教科ごとに評定の

|  |   |
|--|---|
| <p>基準を記載してください。</p> <p>(成績評価の例)</p> <p>(1)各科目の評定は上位より5・4・3・2の4段階とする。2評定は警告とする。なお、1評定は不合格とする。</p> <p>(2)複数の評価方法を使用する場合は、それらの配分割合を明記します。</p> <p>(例)①期末試験得点 40% ②小テスト 20% ③実技試験 40%</p> <p>(1 2) 履修上の注意・担当教員からのメッセージ</p> <p>履修上の注意については、受講生に望むことや、受講上の注意点等があれば記載します。授業中にお互いに不愉快な思いをしないために、具体的に、受講中の態度、遅刻、途中退出の扱い等を明確にします。</p> <p>担当教員からのメッセージについては、履修をする学生が意欲を持って授業に望めるような内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業計画書の作成・公表時期</li> <li>毎年度始に公表</li> </ul>  |   |
| 授業計画書の公表方法   | <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf</a> |
| <p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>  |   |
| <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位授与又は履修認定の厳格かつ適正な実施状況</li> </ul> <p>以下の方針に則り、授業計画(シラバス)に記載された成績評価の方法・基準のとおり、各授業科目の学修成果の評価を行い、これに基づき単位の授与又は履修の認定を適切に実施している。</p> <p>成績評価・単位認定・進級規定・課程修了認定の方針について</p> <p>○太田動物専門学校学則(抜粋)</p> <p>(教育課程、授業時数)</p> <p>第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 別表1に定める授業時数の1単位時間は45～50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、1826時間・87単位以上とする。</p> <p>3 教育課程の編成は校長が行う。校長は教育課程編成委員会を設置し、その助言を受けることができる。</p> <p>(授業時数の単位数への換算)</p> <p>第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては15～30時間をもって1単位、演習にあつては15～30時間をもって1単位、及び実験、実習、実技にあつては30～45時間をもって1単位とする。</p> <p>(成績評価)</p> <p>第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を授業計画(シラバス)で公表した比率で採点し、5段階(5評定が最上位で5～2の各段階をおよそ4分の1の割合に配分。1評定は不合格)で評価する。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。</p> <p>2 1学年次の標準単位数を修得した者には、校長は進級を認める。</p> <p>(休学、復学)</p> |   |

第17条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 第17条及び前項に於いて、校長の許可なく30日以上出席しない場合は、第22条3項の3により退学を命ずる。

(課程修了の認定)

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第19条の2 前条の規定により、商業実務専門課程に設置する学科のうち、修業年限2年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数(卒業までに履修させる総授業時間数)が62単位以上の学科(文部科学大臣が専門士称号付与課程の要件を満たしていることを認定し、告示したものに限る。)を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を付与する。

(懲戒)

第22条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(除籍)

第25条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第26条 当該学期の学費等の納付金を期日までに納入しない者は、除籍することができる。

2 除籍後、30日以内に当該学費を納入した者は、復籍する。復籍しなかったものは、除籍の日付で学費未納退学となる。

3 前項により退学を命ぜられた者については、当該学期の単位認定は行わない。また当該学期は在学期間に算入しない。

○太田動物専門学校学則施行細則(抜粋)

(在学年数の制限)

第12条 学則第22条の規定により、修業年限の倍の年数を越えて在学することが



確実な者、または同一学年において1回を超えて進級できないことが確実な者等の在学を認めない。

○太田動物専門学校生徒の懲戒に関する規程（抜粋）  
（訓告の基準）

第2条 生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、訓告を命じることができる。

- 1 学内又は学外において非違行為を行った場合
- 2 学校の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- 3 1年間に修得した単位数が年間標準単位数の6割以下の場合
- 4 1年間の出席率が8割以下の場合等、学習意欲が低いと学校が判断した場合
- 5 平均評定が下位4分の1に属する者のうち、給付型の奨学金を受けている場合

（停学の基準）

第3条 生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、停学を命じることができる。

- 1 学校の秩序を乱し、学校の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
  - 2 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
  - 3 学校の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合
  - 4 学校が実施する試験等において、不正行為を行った場合
  - 5 1年間に修得した単位数が年間標準単位数の5割以下の場合
  - 6 1年間の出席率が5割以下の場合等、学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合
  - 7 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- 2 停学は、無期又は有期とし、有期の場合の期間は6月以内とする。
- 3 停学期間は、学則第7条に規定する休業日を含むものとする。

（退学の基準）

第4条 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱す、法律に違反するなど、生徒としての本分に反した者

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

・GPA等の客観的な指標の具体的な内容

○太田動物専門学校学則（抜粋）

（成績評価）

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を授業計画(シラバス)で公表した比率で採点し、5段階(5評定が最上位で5～2の各段階をおよそ4分の1の割合に配分。1評定は不合格)で評価する。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

○授業計画（シラバス）作成のガイドライン（抜粋）

成績評価

成績評価の基準は、学生から採点根拠を尋ねられたら、答えられるようにすることが必要です。そのため、学生が到達目標を達成したかどうかを判定できる方法や基準を用いて、それらを割合で記載します。なお、学生は到達目標を達成するため授業に

出席することは必然であるため、出席率や授業態度は成績評価の基準には含めません。以下、成績評価の例です。項目(1)は共通記載事項とし、項目(2)は教科ごとに評定の基準を記載してください。

(成績評価の例)

(1)各科目の評定は上位より5・4・3・2の4段階とする。2評定は警告とする。なお、1評定は不合格とする。

(2)複数の評価方法を使用する場合は、それらの配分割合を明記します。

(例)①期末試験得点 40% ②小テスト 20% ③実技試験 40%

・客観的な指標の適切な実施状況

客観的な指標を評定平均値とし、各履修科目の評定に該当の単位数を乗じた数値を総理週単位数(不合格も含む)で割って算出する。また、その成績の分布は、添付資料「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」の通りである。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 客観的な指標の<br>算出方法の公表方法 | カリキュラム・ポリシー <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/3_po_ootaR2.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/3_po_ootaR2.pdf</a><br>2 ページ目の最後 <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf</a> |
|----------------------|--|

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

・卒業の認定に関する方針の具体的な内容

○ディプロマ・ポリシー (抜粋)

本校の目的「本校は、愛玩動物産業の事業者を養成(育成)することを目的とする。」を実現するため、各授業科目を設定し、授業計画(シラバス)に従って教育を行い、業界で必要とされる人材を育成する。

校長は、授業科目の成績評価に基づいて、課程修了の認定を行う。2年以上在学し、課程を修了したと認めたものには、卒業証書を授与し、専門士の称号を授与する。

・卒業の認定に関する方針の適切な実施状況

○太田動物専門学校学則 (抜粋)

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める授業時数の1単位時間は45～50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、1826時間・87単位以上とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を授業計画(シラバス)で公表した比率で採点し、5段階(5評定が最上位で5～2の各段階をおよそ4分の1の割合に配分。1評定は不合格)で評価する。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 1学年次の標準単位数を修得した者には、校長は進級を認める。

(課程修了の認定)

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第19条の2 前条の規定により、商業実務専門課程に設置する学科のうち、修業年限2年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数(卒業までに履修させる総授業時間数)が62単位以上の学科(文部科学大臣が専門士称号付与課程の要件を満たしている

ことを認定し、告示したものに限り。)を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を付与する。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

ディプロマ・ポリシー [https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/3\\_po\\_ootaR2.pdf](https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/3_po_ootaR2.pdf)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

|      |          |
|------|----------|
| 学校名  | 太田動物専門学校 |
| 設置者名 | MGL学園    |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等        | 公表方法  |
|--------------|---|
| 貸借対照表        | <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_kessan.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_kessan.pdf</a>     |
| 収支計算書又は損益計算書 | <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_kessan.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_kessan.pdf</a>     |
| 財産目録         | <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_kessan.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_kessan.pdf</a>     |
| 事業報告書        | <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_jigyo.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R1_jigyo.pdf</a>       |
| 監事による監査報告（書） | <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R2_kansa_02.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/R2_kansa_02.pdf</a> |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野     |    | 課程名                   | 学科名         | 専門士              | 高度専門士     |          |           |
|--------|----|-----------------------|-------------|------------------|-----------|----------|-----------|
| 商業実務   |    | 専門課程                  | ペットビジネス     | 平成17年文部科学省告示第30号 | —         |          |           |
| 修業年限   | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 |                  |           |          |           |
|        |    |                       | 講義          | 演習               | 実習        | 実験       | 実技        |
| 2年     | 昼  | 87/単位                 | 90<br>/単位   | 28<br>/単位        | 76<br>/単位 | 0<br>/単位 | 実習<br>/単位 |
|        |    |                       | 194/単位      |                  |           |          |           |
| 生徒総定員数 |    | 生徒実員                  | うち留学生数      | 専任教員数            | 兼任教員数     | 総教員数     |           |
| 80人    |    | 71人                   | 0人          | 4人               | 12人       | 16人      |           |

|   |
|---|
| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）  |
| （概要）・授業計画書（シラバス）の作成過程   |
| ○授業計画（シラバス）作成のガイドライン（抜粋）  |
| 1. 授業計画（シラバス）作成の目的  |
| 授業計画（シラバス）は、授業選択する前の学生に、授業の内容、目的・目標、授業スケジュール及び成績評価の方法と基準等を示す最大の情報源となります。太田動物専門学校では、「愛玩動物産業の事業者を養成（育成）することを目的」とし「業界で必要とされる人材を育成する」というディプロマ・ポリシー（DP）を定め、これを実現するための体系的な教育を行っていきます。授業計画は、そのDPを実際の授業を通して実現していく指針を示す役割も果たします。 |
| また、職業実践専門課程や専門職大学では、業界企業との連携したカリキュラム・ポリシー（CP）や、学校関係者評価が義務付けられています。太田動物専門学校では  |

これらを通して教育課程の編成や教員・職員の研修（FD・SD）を行い、授業計画を連続的に改善（PDCAサイクル）し、DPの実現を目指します。

さらに、高等教育の無償化の対象となる学校は、授業計画を一般に公開することが求められています。どのような授業が、どのように行われているかが、受験生や保護者、高等学校やその他の教育機関、業界関係者等に情報公開することにより、太田動物専門学校「教育の質を保証」するものとなります。

## 2. 各項目の書き方

(1) 授業科目名／学年／学期／必修・選択／年間授業時間／単位数  
学則別表第1の内容に合わせて記載してください。

なお、学期は通年となります。

(2) 対象年次・対象コース

対象の年次及び、受講対象のコース名を記載してください。

全てのコースが受講対象の場合は、全コースと記載してください。

(3) 授業形式

講義または実習・演習の形式を記載してください。

(4) 連携企業等/校内・校外

連携企業等/校内・校外についてはホームページで公開している、職業実践専門課程の基本情報について(様式4)の授業科目等の概要において、企業等との連携をしている科目については連携企業名を記載し、校内・校外についても様式4の記載内容に合わせてください。なお校内・校外の両方で行う場合は、校内及び校外と記載してください。

(5) 担当教員名

担当する教員の指名を記載してください。複数の教員で1つの科目を担当する場合は、担当する教員全員の名前を記載してください。

(6) 担当教員の実務経歴

担当する授業科目に関連した実務経験を記載してください。

実務経歴のある担当教員が複数いる場合は、人数分の実務経歴を記載してください。その場合、どの教員の实務経歴なのかが分かるように名前も記載してください。

Ex) トリミングサロンにて10年勤務。顧客から指名を受けて1日3～5頭のトリミングに携わってきた経歴がある。

(7) 授業の概要・目的

授業の概要については、授業の趣旨を記載してください。その際、授業を行う教員を主語として、どのような授業を行うのか、わかりやすい文で具体的に書いてください。なお、その授業をまだ履修していない学生に示すものですから、専門用語は多用しないようにお願いします。

授業の目的は、その授業の存在意義を記載してください。この授業がなぜ必要かが明確となるよう記述します。授業の目的は、学生が主語となる文章にします(教員が主語となるような文章は作らないようにします)。この場合、授業で学習した結果、何ができるようになるかを表す動詞を含む文章で書きます。

(8) 授業の到達目標

到達目標は、その授業を履修後に最低限身につけるべき資質を箇条書きで記入します。学生を主語とし、抽象的な言葉を用いずに行動目標で記述します。すなわち、学生を主語に、「〇〇できる」という形式の箇条書きの項目がいくつか記入されることとなります。なお、授業の到達目標について以下のような点に留意することが望ましいと考えられます。

a. 学生が、履修後には「このようなことができる」「このような知識を身につけ説明できるようになる」というイメージを抱きやすいような内容にする。

b. 授業の目的と到達目標とを対応させる。

c. 到達目標では、一つの文に一つの目標を書き、複数の「目標」を混ぜない。 d.

|   |
|---|
| <p>到達目標では、可能な限り、「理解する」などの概念的な表現ではなく、観察が可能な行動を示す言葉で表現する。</p> <p>e. 取得目標の資格がある場合は資格名を書くのではなく、その資格を取得することで何ができるようになるのかを具体的に記載する。</p> <p>「授業の目的・到達目標」は、学生が科目を選択するうえで、どのような能力を身につけるのに貢献するものなのか、自分の関心や学力に見合った内容であるかなどの重要な判断材料となりますので、それらのことを念頭に置いて作成してください。</p> <p>(9) 授業スケジュール</p> <p>「授業の目的・到達目標」を実現する授業方法と内容を考えて計画を立てます。2単位の講義の場合、30週の授業を必ず確保する必要があります。この各週の授業について、どのような内容の講義を行うか、またはどのようなことを行うかを明記します。特に予習の指示は、学生が必要な準備学習を行い、教員がそれを前提とした授業を実施する環境を作るために重要です。なお、授業スケジュールに関しては、進捗状況との関係でやむを得ず変更が必要となる可能性があります。そのような場合は学生に確実に周知する必要があります。</p> <p><a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/2020_ota_jugyo.pdf</a></p>   |
| <p>成績評価の基準・方法</p>   |
| <p>(概要)・GPA等の客観的な指標の具体的な内容</p> <p>○太田動物専門学校学則(抜粋)</p> <p>(成績評価)</p> <p>第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を授業計画(シラバス)で公表した比率で採点し、5段階(5評定が最上位で5～2の各段階をおよそ4分の1の割合に配分。1評定は不合格)で評価する。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。</p> <p>○授業計画(シラバス)作成のガイドライン(抜粋)</p> <p>成績評価</p> <p>成績評価の基準は、学生から採点根拠を尋ねられたら、答えられるようにすることが必要です。そのため、学生が到達目標を達成したかどうかを判定できる方法や基準を用いて、それらを割合で記載します。なお、学生は到達目標を達成するため授業に出席することは必然であるため、出席率や授業態度は成績評価の基準には含めません。以下、成績評価の例です。項目(1)は共通記載事項とし、項目(2)は教科ごとに評定の基準を記載してください。</p> <p>(成績評価の例)</p> <p>(1)各科目の評定は上位より5・4・3・2の4段階とする。2評定は警告とする。なお、1評定は不合格とする。</p> <p>(2)複数の評価方法を使用する場合は、それらの配分割合を明記します。</p> <p>(例)①期末試験得点 40% ②小テスト 20% ③実技試験 40%</p> <p>・客観的な指標の算出方法</p> <p>客観的な指標を評定平均値とし、各履修科目の評定に該当の単位数を乗じた数値を総理週単位数(不合格も含む)で割って算出する。</p> |
| <p>卒業・進級の認定基準</p>   |
| <p>(概要)・卒業の認定に関する方針の具体的な内容</p> <p>○ディプロマ・ポリシー(抜粋)</p> <p>本校の目的「本校は、愛玩動物産業の事業者を養成(育成)することを目的とする。」を実現するため、各授業科目を設定し、授業計画(シラバス)に従って教育を行い、業界で必要とされる人材を育成する。</p> <p>校長は、授業科目の成績評価に基づいて、課程修了の認定を行う。2年以上在学し、</p>   |

課程を修了したと認めたものには、卒業証書を授与し、専門士の称号を授与する。  
 ○太田動物専門学校学則（抜粋）  
 （課程修了の認定）  
 第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。  
 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。  
 （称号の付与）  
 第19条の2 前条の規定により、商業実務専門課程に設置する学科のうち、修業年限2年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数(卒業までに履修させる総授業時間数)が62単位以上の学科(文部科学大臣が専門士称号付与課程の要件を満たしていることを認定し、告示したものに限る。)を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を付与する。

学修支援等  
 （概要） 太田動物専門学校授業料等減免規定（抜粋）  
 1. 授業料等減免額  
 経済支援特待生の授業料の減免額・期間は、給付型奨学金奨学生の条件による。  
 また、遠距離で通学が困難な者に対する制度については、減免額は別に定め、採用人数は特に定めない。  
 2. 授業料等減免対象者の選考  
 経済支援特待生  
 本校に在籍する生徒のうち、給付型奨学金奨学生を採用する。  
 ただし、国の「被災児童生徒就学支援等事業」を活用した被災者向け支援事業により支援を受けている者、並びに外国人留学生を除く。  
 （1）本校での成績が下位1/4に属さない等、給付型奨学金奨学生としてふさわしいこと。  
 （2）授業料減免の決定を受け、かつ他の専門学校において、「経済的理由により修学が困難な生徒に対する経済的支援」を受けていないこと。  
 （3）次に掲げるアンケート等に協力すること。  
 ア 本校が実施するアンケート調査やヒアリング調査。  
 イ 支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業に係る目標設定、当該目標の達成のために必要な講義・実習等の受講、当該学修結果に係る自己評価の実施。  
 3. 付則  
 この規定は平成29年4月1日より施行する。  
 この規定は平成30年4月1日より施行する。  
 この規定は令和2年4月1日より施行する。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

| 卒業生数                         | 進学者数       | 就職者数<br>(自営業を含む。) | その他        |
|------------------------------|------------|-------------------|------------|
| 30人<br>(100%)                | 0人<br>(0%) | 25人<br>(83.3%)    | 0人<br>(0%) |
| (主な就職、業界等)<br>ペット業界及びペット関連業界 |            |                   |            |

|   |
|---|
| (就職指導内容)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペット業界合同就職説明会東京会場への参加</li> <li>・MGL学園主催企業合同就職説明会の開催</li> <li>・就職試験対策や面接対策、就職相談等</li> </ul>   |
| (主な学修成果(資格・検定等))  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国ペット協会認定家庭動物管理士3級32人合格</li> <li>・日本動物専門学校協会認定トリマー3級17人合格</li> <li>・日本損害保険協会損害保険募集人試験26人合格</li> <li>・全国キャットクラブ認定キャットマイスター44人合格</li> </ul> |
| (備考) (任意記載事項)   |
| 平成27年10月にイタリアミラノで行われたワールドグルーミングチャンピオンシップ(国別世界一決定戦)に日本が初めて出場権を獲得し、日本代表に卒業生が選出された。  |

|   |                |      |
|---|----------------|------|
| 中途退学の現状   |                |      |
| 年度当初在学者数  | 年度の途中における退学者の数 | 中退率  |
| 68人   | 4人             | 5,9% |
| (中途退学の主な理由)<br>進路変更   |                |      |
| (中退防止・中退者支援のための取組)<br>学生課を組織、個人面談、タブレット端末を全員に配布しSNS等での相談・指導 |                |      |



②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名  | 入学金      | 授業料<br>(年間) | その他       | 備考 (任意記載事項) |
|--|----------|-------------|-----------|-------------|
| ペットビジネス学科動物看護コース   | 80,000 円 | 620,000 円   | 400,000 円 | 実習費・管理費・設備費 |
| ペットビジネス学科上記以外コース   | 80,000 円 | 480,000 円   | 400,000 円 | 実習費・管理費・設備費 |
| 修学支援 (任意記載事項)  |          |             |           |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済支援特待生 (高等教育無償化の授業料減免制度対応)</li> <li>・学業特待生</li> </ul> |          |             |           |             |

b) 学校評価

|   |
|---|
| 自己評価結果の公表方法<br>(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)<br><a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/jiko_R1ota.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/jiko_R1ota.pdf</a>   |
| 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)<br>学校法人MGL学園学校関係者等評価委員会規則 (抜粋)<br><<目的>><br>企業等の「学校関係者」による意見交換等を通じて自己評価結果についての評価を行うと共に教職員と共通理解を図り、自己評価結果の客観性・透明性を高め、今後の学校運営改善のための助言等を行うことを目的とする。<br><<役割>><br>上記の目的を遂行するために以下の内容に関する意見、助言を行う。<br>1. 自己評価の結果について評価を行う。<br>2. 学校関係者による自己評価の評価結果を取りまとめ公表する。<br>3. 自己評価結果の客観性・透明性を高めるための意見、助言<br>4. 今後の学校運営の改善のための意見、助言<br><<委員>><br>1. 委員の選任については、校長が行う。<br>ただし、以下の条件を満たす人物を選任するものとする。<br>・ペット関連企業の関係者 . . . . . 1名以上<br>・動物専門学校団体の関係者 . . . . . 1名以上<br>・卒業生・在校生・保護者 . . . . . 1名以上<br>・その他校長が必要と認めた者<br>2. 議長は、校長が務める。<br>3. 委員の任期は、4年とする。ただし在校生・保護者はその身分がある期間のみとする。<br><<委員会>><br>定例の委員会は年1回開催する。<br>また、必要に応じて委員長は臨時の委員会を招集することが出来る。 |

|  |                                     |              |
|--|-------------------------------------|--------------|
| <<評価項目>><br>1 教育理念・目標 2 学校運営 3 教育活動 4 学修成果 5 学生支援 6 教育環境<br>7 学生の受け入れ募集 8 財務 9 法令等の順守 10 社会貢献・地域貢献<br><<評価結果の活用方法>><br>評価結果を踏まえ、次回自己評価実施までに校長は責任をもって改善に取り組む。 |                                     |              |
| 学校関係者評価の委員   |                                     |              |
| 所属   | 任期                                  | 種別           |
| わんちゃんのとこやさんカルア   | 平成 29 年 4 月 1 日～<br>令和 3 年 3 月 31 日 | ペット関連企業の関係者  |
| 一般社団法人日本動物専門学校協会   | 平成 29 年 4 月 1 日～<br>令和 3 年 3 月 31 日 | 動物専門学校団体の関係者 |
| 太田動物専門学校卒業生  | 平成 29 年 4 月 1 日～<br>令和 3 年 3 月 31 日 | 卒業生          |
| 学校関係者評価結果の公表方法   |                                     |              |
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)  |                                     |              |
| <a href="https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/gakkohyoka_R1ota.pdf">https://mgl.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/07/gakkohyoka_R1ota.pdf</a>      |                                     |              |
| 第三者による学校評価 (任意記載事項)  |                                     |              |
|  |                                     |              |

c) 当該学校に係る情報

|  |
|--|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)<br><a href="https://mgl.ac.jp/otasc/">https://mgl.ac.jp/otasc/</a> |
|--|